

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第41号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） 第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条、 <u>第7条</u> 、第10条（第4項ただし書を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） 第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条から <u>第8条まで</u> 、第10条（第4項ただし書を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）			（略）		
第7条	（略）		第7条	（略）	
			第8条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
				及び	並びに

第10条第1項	(略)	
(略)		
第16条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児について、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	(略)	
(略)		

2 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第5条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

第10条第1項	(略)	
(略)		
第16条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	(略)	
(略)		

2 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第5条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、

提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

10 (略)

11 前2項の規定により第3条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

10 (略)

11 第3条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第3条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受ける事ができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

13 附則第9項から前項までの規定により第3条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。